感染症の種類と出席停止期間の基準

感　染　症　名	出席停止期間の基準	登校時の提出書類
【学校において予防すべき感染症 第１種の感染症】 エボラ出血熱、ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ熱、痘そう、ラッサ熱、南米出血熱、急性灰白骨髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで	「医師による意見書」 「感染症報告書」
結核	医師により、感染のおそれがないと認めるまで	「医師による意見書」 「感染症報告書」
髄膜炎菌性髄膜炎		
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		
インフルエンザ、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで	「感染症報告書」
新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで	
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能	「感染症報告書」
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）	下痢、嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
その他の感染症	学校保健安全法の出席停止期間に準ずる	

※発症した日を０日としてカウント